

## ■社会福祉法人びわこ学園（別添パンフレット参照）

「重症心身障害児施設」（児童福祉法に基づく施設）

- 重度の知的しょうがい及び肢体不自由が重複している児童（重症心身しょうがい児）を入所させて保護するとともに、適切な治療及び日常生活の指導を行う施設。
- 原則として18歳未満の児童が入所対象であるが、児童福祉法の規定により18歳を超えても引き続き入所することが可能。
- 施設の運営経費は、提供したサービスに応じて支払われる給付費により賄われる。
- 児童福祉法上の施設であるため、給付費の支給主体は県である。

～びわこ学園の特徴～

- 施設の性格上、重症心身しょうがい児（者）の中でも医療的ケア（気管切開、痰の吸引、胃ろう等）が必要な「超・準超重症児（者）」が多数入所（入所者数の約26%）。
- 入所者の高齢化、重症化が年々進んでいる（入所者の96.9%が18歳以上）。

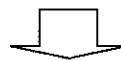
## ■重症心身障害児特別加算

密度の濃い医療的ケア及び介護ケアを実施する支援体制確保のため、県において重症心身障害児施設に対して、入所者1人あたり月額68,000円の「重症心身障害児特別加算」を実施している。

## ■法改正の概要（平成24年4月施行）

児童福祉法及び障害者自立支援法の改正による「援護の実施主体」の整理。

- しょうがい児を対象とした事業を児童福祉法に一本化する。
- 18歳以上の施設入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者施策として対応。



障害者自立支援法による障害者施策の実施主体は市町村であるため、18歳以上の入所者に対する援護は市町村が実施することとなる。

- びわこ学園においても、障害者自立支援法に規定する障害者施設として指定を受け、18歳以上の入所者に対する支援を実施することとなる。

## ■法改正による影響

法改正の結果、県が実施している「重症心身障害児特別加算」は、重症心身障害児施設に入所しているしょうがい児およびしょうがい者を対象としているため、18歳以上の施設入所者は対象から外れることとなる。⇒びわこ学園の収入減。

これまで、びわこ学園が重症心身障害児（者）への支援施策の中で重要な役割を担ってきたことは事実であり、「特別加算」の収入減が、重症心身しょうがい児（者）施策に大きな影響を及ぼすこととなるため、何らかの対策を講じる必要がある。

## ■県の考え方

「特別加算」の経過、意義を踏まえれば加算の継続は必要であり、新たに援護の実施主体となった市町において「特別加算」の継続を行うのが適当である。

県としては、現在までの経過を踏まえ、市町が行う「特別加算」に対して新たな補助制度を創設し1/2の財政負担を行う。

詳細な制度設計は今後協議のうえ決定する。

## ■市町が加算を行う場合の課題

○施設入所者に限定した加算でよいのか。

在宅で暮らす重症心身しょうがい児（者）も多数ある中で、施設入所者に限定した加算が公平性を欠いたものとならないか。

○他府県からの入所者または他府県施設への入所者に対する加算の取り扱い

他府県から入所している者は、出身市町村が援護の実施主体となるため当該市町村に同様の制度がない場合、加算を受けられないこととなる。

また、他府県の施設に入所している者に対しても加算を行うこととなるため、出身地が異なることで格差が生じる。

○入所者全員が加算の対象となるのか。

加算の趣旨からすれば、医療ケア等が必要でない比較的軽度な入所者の場合、加算の対象とならないことも想定される。

○県内の市町すべてに合意が得られるのか。

来年4月からの制度変更であり、時間的な制限がある中で、県内すべての市町が同歩調で加算を実施することが可能であるか。

## ■市の考え方（提案）

上記の課題を整理したうえで、加算の対象やその方法、金額等の設定等の制度設計を行わねばならず、時間的制限もある中で、法改正と同時に市町において加算を実施することは実質的に困難である。

また、これまでの経緯を踏まえれば、びわこ学園に対する支援は、援護の実施主体が市町に移っても県の役割として広域的にとりむくべき課題であり、県において引き続き加算を行うことが最も適切であると考えられる。